



# 加須市から転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から、14日以内に転入手続きをしてください。  
 下記にあてはまる場合は、別に手続きが必要となりますので、各担当窓口へお問い合わせください。

対象となる方	手続場所	手 続 き 内 容	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	市民税務担当	<input type="checkbox"/> 転出予定日をもって登録が自動的に廃止になります。印鑑登録証(カード)をお返しください。(転出予定者が、予定日前日までに印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証と転出証明書を添えて請求することができます。)	◎必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。(登録方法は市区町村によって異なります。)
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方		<input type="checkbox"/> 原則として、引き続き利用できます。転出先の市区町村で新住所情報等の記載および継続利用の手続きをしてください。電子証明書は、住所変更等により自動的に失効します。引き続き必要な場合は、新たに申請をしてください。	◎転入手続きの際、マイナンバーカード、住民基本台帳カードを新住所地の市区町村へ持参してください。
国民健康保険に加入している方		<input type="checkbox"/> 国民健康保険証(被保険者証)をお返しください。 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税について、加入していた月数に応じて精算します。	◎新住所地の市区町村役場で、加入手続きが必要となります。
国民年金に加入している方・受給されている方		<input type="checkbox"/> 原則として、手続きは必要ありません。 海外任意加入をご希望の方は、手続きが必要です。	◎受給者は、住所変更手続きが必要か確認してください。
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方		<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証(被保険者証)をお返しください。 <input type="checkbox"/> 県外に転出される方には『負担区分証明書』が発行されます。	◎新住所地の市区町村役場で、加入手続きが必要となります。
介護保険被保険者証をお持ちの方	福祉健康担当	<input type="checkbox"/> 介護保険証(被保険者証)をお返しください。	◎新住所地の市区町村役場で、加入手続きが必要となります。
特別障害者手当・障害児福祉手当等を受けている方		<input type="checkbox"/> 特別障害者手当・障害児福祉手当等の消滅届を提出してください。	◎前住所地で手当を受給していた旨を新住所地の市区町村役場へ申し出てください。
児童手当等を受けている方		<input type="checkbox"/> 児童手当・遺児手当の消滅届を提出してください。 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当・特別児童扶養手当の転出届を提出してください。	◎認定請求手続きをしてください。 ◎『児童扶養手当受給者証』を添えて手続きをしてください。 ◎学童保育の入室手続きをしてください。
お子さまが学童保育を利用している方		<input type="checkbox"/> 学童保育の退室届を提出してください。	◎学童保育の入室手続きをしてください。
お子さまが幼稚園・保育所等に入所している方		<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園の退所届・退園届を提出してください。(退園届は園に提出) <input type="checkbox"/> 認定証をお持ちの方は返却してください。	◎保育所等の退所手続きをしてください。
各種医療費助成制度に該当する方		◎受給者証をお返しください。 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成制度 <input type="checkbox"/> 子育て支援医療費助成制度 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成制度	◎市区町村により制度が異なる場合があります。新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車をお持ちの方	市民税務担当	<input type="checkbox"/> 標識交付証明書・ナンバープレート・印鑑をお持ちのうえ廃車手続きをしてください。『廃車証明書』が発行されます。	◎『廃車証明書』を添えてナンバープレートの交付申請をしてください。
上記以外の車両をお持ちの方	車検証等の変更が必要なため、下記をご覧のうえ詳しい手続きについてお問い合わせください。 125ccを越えるバイク及び普通自動車 運輸支局(熊谷) 050-5540-2027 軽自動車 軽自動車検査協会(熊谷) 050-3816-3112		
課税について	市民税務担当	<input type="checkbox"/> 市県民税は、1月1日に住民登録のある市町村で課税されます。	◎税証明も1月1日に住民登録のある市で発行されますので、新住所地では発行できない場合があります。
防災ラジオの貸与を受けている方	地域振興課	<input type="checkbox"/> 防災ラジオを返還してください。(市外では防災情報は受信できません。)	

裏面に続きます↓

庁 舎 外			
市税の納め忘れがある方	収 納 課 本庁舎1階⑤番 Tel 62-1111	<input type="checkbox"/> 市税の納め忘れがある場合や納付が困難な場合は、ご相談ください。 ※納期限を過ぎた市税が残っていると、加須市から督促状が届きます。 また、差押え等による滞納処分の対象になりますのでご注意ください。 ※ 収納課は、加須市役所本庁舎にあります。電話でお問い合わせください。	◎市外に転出しても、市税は消滅しません。
小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	学校教育課 本庁舎3階⑩番 Tel 62-1111	<input type="checkbox"/> 在学されている学校から『在学証明書・教科用図書給与証明書』をお受け取りください。 <input type="checkbox"/> 就学援助を受けている場合は、お申し出ください。 ※ 学校教育課は、加須市役所本庁舎にあります。電話でお問い合わせください。	◎新住所地の市区町村教育委員会にお問い合わせください。
水道を使用している方	水 道 課 Tel 65-5222	<input type="checkbox"/> 使用中止の手続きをしてください。 ※ 水道課は、庁舎外にあります。電話でお問い合わせください。	◎使用開始手続きをしてください。
図書館利用者カードをお持ちの方	図書館課 加須図書館 Tel 61-8200 騎西図書館 Tel 73-3178 北川辺図書館 Tel 0280-62-4400 重蔵のふる里おおとね図書館 Tel 78-2211	<input type="checkbox"/> 図書館利用者カードを返却してください。 <input type="checkbox"/> 次の地域に転出される方は、引き続きご利用できます。加須市内のいずれかの図書館で住所変更の手続きをしてください。(行田市、羽生市、久喜市、鴻巣市、茨城県古河市、群馬県板倉町、栃木県栃木市、小山市、野木町) <input type="checkbox"/> 転出後も加須市に在勤・在学する場合は、引き続きご利用できます。加須市内のいずれかの図書館で住所変更の手続きをしてください。	◎新住所地の市区町村図書館で登録手続きが必要となります。

- ◆転出を取り止めた場合は、速やかに転出取消の手続きをしてください。
- ◆転入届、それに伴う各種諸手続きについては、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
- ◆その他詳細な事項については、お電話等でお問い合わせください。